

発行編集



防犯ふくおか

社団法人 福岡県防犯協会連合会
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県警察本部内
 電話 092(633)3221
 ホームページ <http://www.fukuboren.com/>
 昭和32年8月5日 第3種郵便物認可
 毎月1回1日発行 定価一紙5円
 印刷 白木メディア株式会社

平成21年中の少年非行の実態

刑法犯少年の検挙補導状況

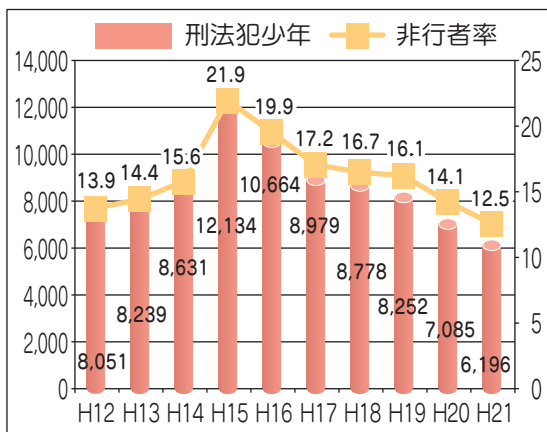
刑法犯少年の検挙補導状況

昨年刑法犯を犯して検挙補導された少年は、6,196人で前年比88.9人(12.5%)減少し、平成15年をピークに6年連続で減少しています。

非行者率

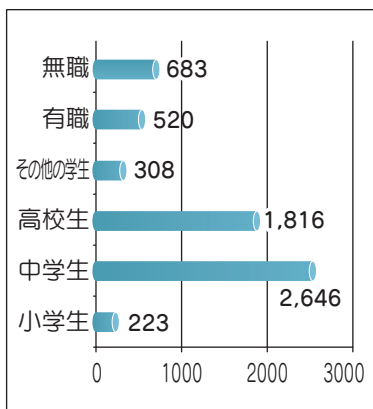
10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりにおける刑法犯少年の割合をいう非行者率は、12.5%で減少を続けています。

また、これまで6年連続で全国ワースト1位でしたが、ワースト3位となりました。しかし、全国的に見れば依然として高い水準で推移しています。



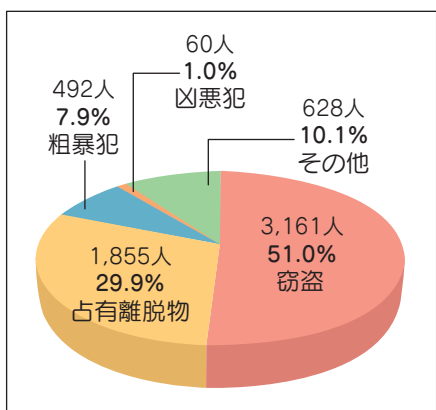
検挙補導人員の学識別

中学生は、全体の約43%を占め、最も多く、次に高校生が約29%で、刑法犯少年全体の約72%を中・高校生が占めています。



検挙補導人員の罪種別

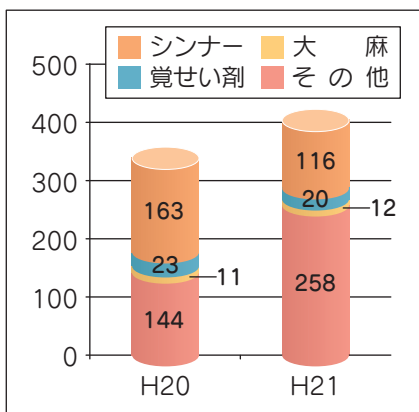
罪種別では、窃盗、占有離脱物が全体の約80%を占めています。



特別法犯少年検挙補導状況

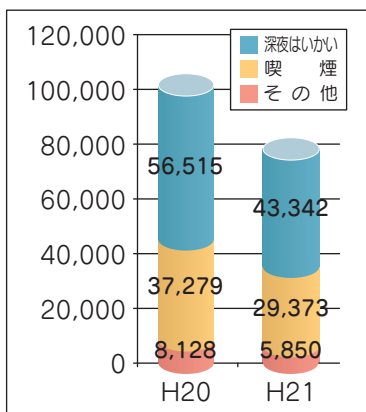
昨年の検挙補導人員は、406人で前年に比べ65人(19.1%)増加しています。

うちシンナー等乱用少年は、116人で、47人減少していますが、10年連続で全国ワースト1位となっています。



不良行為少年補導状況

昨年の補導人員は、78,565人で前年と比べ23,357人(29.9%)減少しています。依然として深夜はいかがいが55.1%、喫煙が37.3%と中心となっています。



少年を非行から守りましょう

非行の入り口

少年が非行に走る前の段階で問題を抱える少年をしつかり受け止め、非行の芽を摘むことが大切です。喫煙や深夜はいかいかいなどの行為は、非行の入り口といえます。そのまま放置すると悪質な非行へとエスカレートする恐れがあります。子どもの言動に関心を持って、親の一方的な押し付けにならないか、子どもの立場にも配慮しているかなど、親のあり方、家庭のあり方等についても考えてみましょう。

家庭の中で

少年問題が深刻化している根底には、「家庭における親子の希薄化」「地域社会の大人たちの無関心に大きな要因がある」と言われています。子どもの人格形成の基礎は家庭にあります。特に幼児期における親の姿勢、しつけが重要です。親子の話し合いの場を持つことも大切です。家庭の温かい回りは非行防止の特効薬です。

地域の中で

地域社会は、子どもたちが多様な人間関係や社会体験を通じて、社会性や主体性を習得していきけるような活動の場を提供していくことが望まれます。少年の健全育成には、少年たちへの深い愛情と関心を持ち、家庭、地域、行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。





4月1日から施行 福岡県暴力団排除条例!!

全国初の福岡県暴力団排除条例は、4月1日から施行されます。この条例は、県民が力を合わせて暴力団を排除し、安全で平穏な福岡県を実現するために制定されました。これまでに以上、県民、行政、警察等が一体となった暴力団排除活動を展開しましょう。

条例の主な内容

(昨年12月号に概要掲載)

渡さない

1 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員と商取引をすること



悪質な行為には「罰則」

2 暴力団に協力する目的で暴力団員に利益の供与をすること



悪質な行為には「勧告・公表」

3 暴力団の活動に資するものであることを知りながら暴力団員と取引をすること



売らない・貸さない

1 不動産が暴力団事務所を使用されないよう契約の相手方に利用目的を確認するよう努めること



2 不動産が暴力団事務所を使用されることを知って、不動産の譲渡等をしてはならないこと



悪質な行為には「勧告・公表」

3 暴力団事務所で使用された場合、催告なしで契約を解除できる旨を契約内容に含めるよう努めること



置かせない

1 青少年のために暴力団事務所のない環境を整えるため、学校等周辺区域において、暴力団事務所の開設・運営を禁止すること



違反した場合は「罰則」

支援する

裁判に要する費用の貸し付けや情報の提供など、暴力団を排除するための民事訴訟に対する支援を行うこと



教育する

青少年が暴力団の被害に遭ったり、組員にならないための教育が、中学・高校等で行われるよう、県が指導・支援すること



私の提言

少年の健全育成を願って!!

すべては「聴く」ことから



北九州少年サポートセンター

少年補導職員

矢野 敬子

人は幸せを求めて生きているのに、時に人を傷つけ、自分を傷つけ、人生が思わぬ方向に進んでしまふ。私が日々接する「非行少年」の多くは、心にいくつもの傷を抱えた状態でやってくる。彼らは自分がどんな傷を負っているのかわかっていない。ただ、そこから発する痛みを耐え切れず、まっすぐ歩くことができなくなっている。彼らと向き合う際、叱り、諭すだけでは、問題行動が治まるどころか心の扉も開けられない。

ある失敗例がある。中学3年生の女の子は、深夜はいかいかから不良グループと知り合い、シンナーを吸うようになっていた。いつも大人に対して攻撃的な言葉を発し、怒りや不満を繰り返す。彼女が大人に対して反発するには理由があった。幼い頃から両親は常に家におらず、テレビが話し相手だった。「寂しい...」彼女の心に溜まる想いは誰にも受け止められずに放置されていた。

コミュニケーションがうまく図れないため、学校ではモジモジする部分を叱られ、どんどん自信を失くしていった。とどめは「いじめ」だった。唯一「楽しい」と心を開いた友達を失った瞬間、寂しかった想い、悲しかった悔しかった想いが一気に怒りへと変わったのではないだろうか。自分を守る術は「強くあること」と、そして「シンナー」。

そんな真つただ中に私は彼女に出会った。最初から拒否。何度も家庭訪問し、出ない電話にメッセージやメールを残した。少しずつ話ができ始めたことで、「つなごうか」と無意識に気を緩めたのかもしれない。突然、架かってきた彼女の電話は、親に対する怒りの爆発であった。

私は最後まで話を聴かず、つい大人目線で意見をポンと放り込んでしまった。「あなたも親や先生と一緒にやったんやねー」という言葉を最後に、彼女との関係は終わってしまった。その後、何度もがきやメールを送ったが、彼女からの返答はゼロだった。数年前の出来事だが、今でも彼女の怒っている顔が浮かぶ。笑顔が想い浮かばないのが悲しい。もし、あの時、思う存分怒りを吐き出させ、最後まで話を聴いていたのなら、彼女も自分の傷を見つめられていたのではないだろうか。

非行少年と向き合うことは特別なことではない。いろんな傷を背負って目の前に立つ一人の子どもである。私たち大人は、傷つき必死で生きている子どもにも共感するというサポートをしなければならぬ。傷の意味が見えてくれば、癒し方がわかってくる。活力を失っている子どもには愛情を注ぎ、自分を見失い暴走している子どもにはブレーキをかける。少年がどんな思いを抱きながら生きてきたのか、たどってきた道を振り返りながら少年の話を「聴く」こと、そして少年がどんなサポートを欲しているのか見極める力を持つことが、大人にとって必要な「子育て力」なのだろうと思う。子育ては美の親、家族だけではなく、その少年の周囲にいるすべての大人ができることだ。

もっとこの子を知りたい、もっとこの子の力になりたいと思う心を忘れずに、子どもたちに寄り添っていきなさい。



地域のか
頑張っています

防犯ボランティア団体の紹介

(ペンリレ)



◎団体名

福重校区安全パトロール隊

◎活動地区

福岡市西区福重校区

◎活動内容等

私たちの団体は、登下校時の子どもの見守り活動を目的に平成21年春に発足しました。平均年齢は60歳を超えており、決して若い団体ではありませんが、隊員数は百三十名以上と大所帯で、一致団結して若々しく活動しています。

パトロールは、平日の登下校時間と夜間の時間帯を中心に青パトによるパトロールを実施しています。

継続的なパトロールを行うため、校区内の各地域でシフトを組み、パトロールに隙が生じないように、連携を密にして工夫しながら活動をしています。

発足して一年も満たない団体ですが、地域の子どもの安全・安心を願い、隊員一丸となって、今後も息の長い活動ができるよう頑張ります。



◎団体名

三潯城島ポストマン隊

◎活動地区

久留米市三潯町及び城島町

◎活動内容等

私たちは、地区の郵便集配業務を通じて、子どもの見守り活動や事件・事故の通報活動等を目的に、平成21年2月に活動を始めて、丁度一年になります。

活動は、集配業務を行う車両、バイク25台で、車体に「事件・事故警戒中」のステッカーを貼付し、日中、夜間、雨天を問わず集配業務を通じてパトロールを実施しています。

私たちの、こうした活動が、少しでも地域の皆さんの役に立ち、安全・安心まちづくりに貢献できればと思います、これからも警察の方々と協力して、末永く活動に取り組みたいと思っています。

昨年は、警察署で行われた年末警戒出陣式にも参加し、隊員一同気持ち新たに活動しています。



平成22年全国地域安全運動

ポスターと標語を募集します。

課題

- 1 住宅を対象とした侵入犯罪防止
- 2 子どもと女性の犯罪被害防止
- 3 いわゆる「オレオレ詐欺」など振り込め詐欺防止
- 4 少年の非行防止(健全育成)

※④については、標語のみ

応募資格

問いません

作品の規格

◆ポスター

- ・ 未発表の作品に限ります。
- ・ 作品の大きさはB3判又はA2判
- ・ 作品にローガン(キャッチコピー)の文字は入れないで下さい。
- ・ 作品の裏面に、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業又は学校名、学年、電話番号を明記して下さい。

《昨年の作品例》



侵入犯罪防止



振り込め詐欺防止



子どもの犯罪被害防止

◆標語

- ・ 未発表の作品に限ります。
- ・ 郵便はがきか、はがき大のものにタテ書き
- ・ 作品には、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、又は学校名、学年、電話番号を明記して下さい。
- ・ 応募は一枚のはがき(用紙)に1点のみお書き下さい。(応募数に制限はありません。)

《昨年の作品例》

- ・ 「近所と つきあいがこそが 防犯に」
- ・ 「守つづよ 子どもと安全 まちぐるみ」
- ・ 「信じるな 顔がみえない むこうがわ」

送付先

〒812-08576

福岡市博多区東公園7-7 県警本部内

福岡県防犯協会連合会

締め切り

平成22年5月31日(月)

※送付先事務局へ必着のこと

入賞決定と発表

本紙に掲載、本人又は学校に通知

入賞と表彰

ポスター・標語とも各課題ごとに

- ・ 最優秀賞 1名 表彰状および副賞・記念品
- ・ 優秀賞 若干名 表彰状および副賞・記念品
- ・ 佳作 若干名 記念品

全国防犯協会連合会での最優秀賞者は東京で表彰されます。

※入賞作品の著作権は、主催者に帰属します。(お名前、職業、学校名、学年等を公表します。)